

研究生抗体検査4種(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎)について

神戸大学大学院医学研究科では、全ての新生入生に入学後のキャンパス内での麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の流行を防止するため、次の①、②のいずれかを提出していただきます。

① 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎に対するワクチンの接種(予防接種)を、それぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類(「予防接種実施証明書」)

② 過去5年以内に麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体検査を受け、それらの発症を防ぐのに十分な血中抗体価(次ページの表参照)を有していることを証明する書類(「抗体検査結果証明書」)

なお、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によって予防接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書(医師による証明書等)を提出してください。

- * 「予防接種実施証明書」は、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されている医療機関等から発行される書類のことです。
- * ①のワクチンについては、MRワクチン(麻しん風しん混合ワクチン)などの混合ワクチンでもかまいません。
- * 「抗体検査結果証明書」は、下表に定める血中抗体価の測定方法と測定値が記載されており、かつ、測定値が同表の「発症を防ぐのに十分な血中抗体価の判定基準」を満たしていることが記載されている医療機関等から発行される書類のことです。
- * ①、②の書類の組み合わせ、例えば麻疹・風疹については①の「予防接種実施証明書」、水痘・流行性耳下腺炎については②の「抗体検査結果証明書」の提出としてもかまいません。
- * 母子手帳は、ワクチンの種類と接種年月日が明記されていれば ①の書類として使用できます。既往歴(かかったことがある旨の記載)のみで、診断根拠として確実な検査結果などが記載されていない場合は、②の「抗体検査結果証明書」を提出するか、予防接種を受けて①の「予防接種実施証明書」を提出してください。
- * 「予防接種実施証明書」、「抗体検査結果証明書」、「病気や体質等やむを得ない事情があつて予防接種を受けられない場合の文書(医師による証明書等)」は、入学試験の合否判定に用いるものではありません。

麻疹と風疹の発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準
(医学研究科)

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻疹 measles	IgG-EIA 法 PA 法 NT 法	16.0 以上の陽性 256 倍以上の陽性 8 倍以上の陽性	3つの測定方法のうち、いずれかで陽性 (所定の様式はありません)
風疹 rubella	IgG-EIA 法 HI 法	8.0 以上の陽性 32 倍以上の陽性	2つの測定方法のうち、いずれかで陽性 (所定の様式はありません)
水痘 chicken pox / 流行性耳下腺 炎 mumps	IgG-EIA 法	4.0 以上の陽性	次ページの様式を医療機関に持参し、証明してもらってください。内容が同じであれば必ずしもこの様式でなくても構いません。

血中抗体価の測定は麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎 各々についてこの表に定める方法によつてください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。医学研究科にあつては、麻疹における判定基準が特に高い値となっています。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチンの接種を受け、「予防接種実施証明書」を提出してください。

※ 医療機関を受診する際には、この文書を医師に提示する等して必要な証明書を発行してもらってください。(特に、抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認していただいでください。)

この感染予防措置に関する問い合わせは

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

神戸大学学務部学生生活課 TEL 078-803-5219

流行性耳下腺炎と水痘に関する予防接種・抗体検査結果証明書

医学部（ ）学科、（ ）研究科、学籍番号 []
氏名 [], 生年月日 [昭和・平成 年 月 日]

1. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）

(1) 満1歳以降の予防接種

1回目予防接種 [年 月 日] (ワクチンの種類：)
2回目予防接種 [年 月 日] (ワクチンの種類：)

(2) 抗体検査を受ける場合

罹患歴： あり ・ なし ・ 不明 (いずれかに○)

抗体検査結果：検査日 [平成 年 月 日] (入学日を基準とし5年以内)

抗体価 (IgG-EIA法) [] (判定基準：4.0以上の陽性)

* 血中抗体価が不十分な場合は、追加の予防接種を受けて、(1)に記入してください。

(3) 血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によって予防接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。（理由： ）

2. 水痘（みずぼうそう）

(1) 満1歳以降の予防接種

1回目予防接種 [年 月 日] (ワクチンの種類：)
2回目予防接種 [年 月 日] (ワクチンの種類：)

(2) 抗体検査を受ける場合

罹患歴： あり ・ なし ・ 不明 (いずれかに○)

抗体検査結果：検査日 [平成 年 月 日] (入学日を基準とし5年以内)

抗体価 (IgG-EIA法) [] (判定基準：4.0以上の陽性)

(IgG-EIA以外の方法で行った場合)

抗体価 方法 () 法) 値 []

(判定基準：IAHA法で4倍以上、NT法で4倍以上、抗原皮内テスト5mmで以上の陽性)

* 血中抗体価が不十分な場合は、追加の予防接種を受けて、(1)に記入してください。

(3) 血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によって予防接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。（理由： ）

注) 神戸大学医学部（医学科、保健学科）、大学院医学研究科、大学院保健学研究科では、流行性耳下腺炎、水痘の感染防止措置に関する判定基準として

① 予防接種を満1歳以降に各々について2回ずつ受けている

(2回の予防接種の間隔は1ヶ月(4週間)以上あけてください。)

② 5年以内に受けた抗体検査で「発症を防ぐのに十分な血中抗体価」を有している
(検査方法と判定基準に注意してください。)

・ 流行性耳下腺炎 IgG-EIA法で4.0以上の陽性

・ 水痘 IgG-EIA法で4.0以上の陽性(新たに測定の場合推奨)

(IAHA法で4倍以上、NT法で4倍以上、抗原皮内テスト5mm以上の陽性も可)

のいずれかを満たすこととしています。

医療機関名

医師署名